令和2年第4回東広島市議会定例会

議

その2

議案第338号

委託契約の変更について

令和2年10月20日議決第215号により議決を経た一般国道2号「道の駅 西条」(仮称)整備事業に伴う整備工事の委託契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和49年東広島市条例第125号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月22日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

「3 契約金額 1億8,343万3,189円」を「3 契約金額 1億7,0 64万240円」に改める。

(提案理由)

一般国道 2 号「道の駅 西条」(仮称)整備事業に伴う整備工事の委託契約について、委託費用を減額する必要が生じたため、委託契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。